

労働者派遣の派遣可能期間に関する通知

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第4項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 労働者派遣契約名

固定資産（土地）システムオンライン入力派遣業務（単価契約）

2 当該労働派遣の役務の提供が開始される日

令和8年4月1日

3 法第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日

平成30年11月1日

【参考】本市においては、発注時点において、労働者派遣法第40条の2第5項に基づく過半数労働組合等からの意見聴取を行っていない。そのため、本契約は同条第1項第1号又は第2号に該当するものとしている。

この場合、同法第26条第4項のかっこ書きにより、抵触日に関する派遣先事業主からの通知義務は免除されているが、以上の事情をあらかじめ開示するため、関係する抵触日等を任意で通知するものである。